

令和 6 年 5 月 1 日
一 部 更 新
令和 6 年 5 月 31 日

国立大洲青少年交流の家

令和 6 年度の利用に係るよくある質問について

1. 施設使用料金の減免について（提出期限：ご利用の 1 か月前）

①要保護、準要保護世帯利用

学校団体の利用において、要保護・準要保護世帯利用であれば、当施設の研修に係る費用に対して、自治体から公的支援（金銭的な支援）を受けていても減免対象となります。

※施設使用料（子供料金）の減免額は、通常 600 円/泊→300 円/泊です。

※利用にあたっては、事前に「施設使用料金に係る一部免除申請書」の提出が必要です。

②特別な配慮が必要な子供向けの活動を行う団体利用

対象として、経済的に困難な子供を支援する団体や障害のある子供を支援する団体等としておりますが、特別支援学校も含まれますので、事前に申請書のご提出をお願いいたします。

2. キャンプセンターの施設使用料について

宿泊棟利用時に比べ、キャンプセンター利用時には施設使用料金が安価になりますので、利用のたびき（P20）にて、事前にご確認ください。

3. 炊きあげご飯の依頼について

1 人あたり 50 円の追加料金は必要になりますが、レストランに依頼することができます。炊きあげにより時間短縮につながりますが、レストランでの受け取りから炊事場までの運搬は、団体様でしていただきますので、事前計画の参考にしてください。

4. 令和 6 年度からの様式の変更について

各種提出書類について、令和 6 年度から変更されていますので、大洲交流の家ホームページ上のダウンロードページにあります、最新の様式を使用いただき、ご提出ください。

なお、すでにご提出いただいている団体様は、再提出いただく必要はありませんが、過去の「教材申込書」を使用し作成している場合は、料金も異なっておりますので、ご注意ください。現在、ホームページに掲載されている最新の「教材申込書」で作成し、ご提出ください。